

警察庁からの第2次回答

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な障害事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
							区分	回答	
368	省エネ法に基づく特定事業者等に対する指導・助言、報告微収、立入検査の都道府県への権限移譲	エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく指導・助言、報告微収及び立入検査権限を、並行権限として、希望する都道府県に移譲すること。	【必要性】エネルギー政策基本法第6条においては、「地方公共団体は、基本方針にのっとり、エネルギーの需給に關し、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、その区域の実状に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」こととされている。地方公共団体は、本規定に基づき、特に地域として取り組むべき「エネルギー一使用の合理化」(省エネルギー)の促進、「再生可能エネルギーの普及」の施策の充実等に努めている。 これらの取組みをより効果的なものとするため、「エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく特定事業者等に対する指導・助言、報告微収及び立入検査権限を、並行権限として、都道府県に移譲する必要がある。 【具体的な効果】地方公共団体においては、省エネルギー促進のための取組みを行っているが、地域におけるエネルギーの使用状況等を把握することが求められる対象を重点化等することができます。また、指導・助言する権限もないため、取組の成果が限定的となる。例えば、工場・事業場等の省エネルギー診断事業の実績等を把握し、これら事業者に対し省エネ診断の活用を指導・助言することが可能となる。地域内におけるエネルギー使用の合理化が大幅に進むことが期待される。 【効果的な取組みとするための工夫】「求める措置の具体的な内容」にあわせて、当該法令に基づき園において収集した事業者等情報を、都道府県の求めに応じ提供することで、より効果的な取組とができる。	エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく指導・助言、報告微収及び立入検査権限を、並行権限として、都道府県に移譲する必要がある。 【具体的な効果】地方公共団体においては、省エネルギー促進のための取組みを行っているが、地域におけるエネルギーの使用状況等を把握することが求められる対象を重点化等することができます。また、指導・助言する権限もないため、取組の成果が限定的となる。例えば、工場・事業場等の省エネルギー診断事業の実績等を把握し、これら事業者に対し省エネ診断の活用を指導・助言することが可能となる。地域内におけるエネルギー使用の合理化が大幅に進むことが期待される。	経済産業省、農林水産省、国土交通省、環境省、金融庁、総務省、人事院、文部科学省、厚生労働省、環境省	九州地方知事会、第60条、第61条、第62条、第63条、第64条、第65条	C 対応不可	前回の国から地方への事務・権限の移譲等に関する検討過程において、平成25年11月22日付で、全国知事会から、一の都道府県で完結する特定事業者等に対する指導・助言、報告微収、立入検査に関する権限の移譲の受入れが困難である旨示されている。	昨年度検討されたのは「全国一律・一齊の権限移譲」であるが、全国知事会と各府省の見解が一致せず、権限移譲が実現しなかったものである。本年度の提案は、全国一律・一齊の権限移譲ではなく、希望する自治体への権限移譲であり、昨年度の結論をもって拒否することは不適切と考える。 本会としては、手挙げ方式で行うことにより、全国知事会の主張する包括移譲の必要性も具体的に検証できるものと考える。
684	緊急通行車両の認定(通行許可)権限の指定都市への移譲	現在、緊急通行車両の許可是、政令市で判断できず、各事業所が判断又は都道府県公安委員会に申請を行なっている。 災害時の緊急通行車両の認定権限を指定都市にも付与すること。	【提案事項】災害時に緊急通行車両の手続について迅速な対応が求められるところ、現行の行政令指定期間市でもあり、緊急通行車両の許可についての手續を簡素化するようになります。 【制度改正の必要性】また、実際の災害の状況によりどのような車種が必要になるか、その際にどの車両が使用可能であるかは、災害の際にわかることであり、事前の申請のみでは対応できない事態も容易に想定される。 【制度改正の効果】また、今後の震災時の対応についても、例えば民間の運送会社等を利用する際に、今後は、どの震災時に緊急通行車両の許可が得られるかは、発災の際にわかることとなり、事前の申請のみでは対応できない事態も容易に想定される。 【制度改正の効果】災害時の緊急通行車両の認定権限を指定都市にも付与すること。	災害対策基本法第76条第1項 災害対策基本法施行令第33条第1項 及び第2項	内閣府、警察庁	横浜市	C 対応不可	災害に直面する市又はこれに必要な物質・資材の在庫にわたる輸送を速やかに実現するため、都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)は、災害対策基本法(以下「法」という。)第76条第1項の規定に基づき指定した道路の(以下「緊急交通事故路」という。)において、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限することができるとしている。 緊急通行車両として紧急車両を実施する範囲は、通常の交通事故(停車状況、被追突車、被追突車の二二等車等を除き、優先度を考慮して複数実施することとなるため、公安委員会は、緊急通行車両として確認された車両の台数を追加かつ正確に把握する必要があります)。 この場合、緊急通行車両としての認定規制を実施する公安委員会が、一般的に緊急通行車両に係る認定を行なうことを試みるが、通常は、その認定の主体が認定する。公安委員会が緊急通行車両として認定された車両の台数を追加かつ正確に把握することが困難となり、緊急通行車両に係る交通規制の実施に支障がかかるなどそのためである。 なお、公安委員会においては、災害発生後、迅速に緊急通行車両に係る認定が実行され、運送会社等の車両登録簿等に記載の登録車両の台数を追加かつ正確に把握することが困難となり、緊急通行車両として申請が必要な車両の台数を把握すれば、認定及び権限等の交付をやすやすしく受けられることがあります。本件の提案を実現しないでも、災害発生時の迅速かつ適切な緊急通行車両に係る認定が可能である。	公安委員会が緊急通行車両数を迅速かつ正確に把握することの必要性は理解できるが、実際の発災時には困難であると考える。 「事前届け出制度」について、実際の災害の状況によりどのような車種が必要となるか、その際にどの車両を使用可能であるかは、発災後初めてわかるのであり、緊急通行車両として申請が必要な車両は、事前にすべてを予測して用意するなどの負担がかかる。指定都市市長への権限移譲の付与が難しい場合も、「事前届け出制度」に指定都市が状況に応じて、柔軟かつ適切に車両を選択できる権限を設けるなど、制度の見直しを検討すべきと考える。 東日本大震災時ににおいて、実際、事前届け出を行っていない車両に対して審査等に時間を要した経験があり、迅速な応援活動ができるよう改めて、運用面での対応を含め、災害対応法制における役割分担について、都道府県をえての議論を早急に進めるべきと考える。

警察庁からの第2次回答

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
368	省エネ法に基づく特定事業者等に対する指導、助言、報告微収及び立入検査の都道府県への権限譲譲	<p>エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく指導、助言、報告微収及び立入検査権限を、並行権限として、希望する都道府県に移譲すること。</p> <p>・指導、助言、報告微収、立入検査の権限のほか、特定事業者等の指定定期報告書の受理、中長期計画書の受理や合理化計画に係る指示及び命令などの権限についても包括的に移譲すべきであり、全国一律の制度化に向け、問題点等を検証するために、手掛け方式や社会実験による実現を検討すべきである。</p> <p>自治事務に区分されるものと考えられたため、国による指導権は原則認められ、また、基準の設定について、義務付け・枠付けのメリクマールの範囲内とすべき。</p> <p>・なお、平成25年11月22日付け文書では、権限移譲後の責任ある対応を取ることができない報告微収・立入検査等の事務のみの受け入れについて困難と記載したもの。</p>	<p>【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>			C 対応不可	<p>エネルギーに係る施策は、我が国の経済活動に欠くことのできないエネルギーを安定的に供給することが目的であり、海外から安定的に燃料を調達する施策と、燃料資源を有効に利用するための施策で構成されている。後者の規制が省エネ法であり、エネルギーを使用する事業者に対して一定の義務を課している。</p> <p>国は省エネ法の目的にある「エネルギーの使用の合理化を総合的に推進するため、事業者全体の状況」と「個々の事業者の状況」の両者を踏まえて事業者の取組を評価し、指導や立入検査等を実施する必要がある。このため、国の指示権の行使及び権限の移譲は、運営費負担の範囲内で、中長期計画書の受理や合理化計画に係る指示及び命令などの権限を移譲した場合、事業者全体の状況を把握し、勘案した上で手掛け方を実施することが不可能となる。</p> <p>さらに、省エネ法では、事業者における省エネルギー対策の強化を図る観点から、事業者における省エネルギー対策の強化を義務付けるため、事業者単位での規制を行っているところである。今回の九州知事会の提案のように、自治体が自らの管内の事業所のみを対象として立入検査等を行う場合、複数の都道府県に事業所を有する事業者にあっては、同一事業者でも事業所ごとに立入検査等を行う主体が異なることとなる。法的上、原則、全国市長会の意見を尊重する旨の指示権を認め、各自が自らに属する道府県を行なう場合は、事業者の選択をあてはめられる。また、自らの管内に本社がある事業者が有する他の自治体の事業所を対象として立入検査等を行う場合は、当該事業所が立地する自治体又は国との調整が不可欠であり、現実的ではない。</p> <p>加えて、手掛け方式により都道府県に権限を移譲し、全国知事会の意見のうえに國の指示権を認めない場合は、対象事業者の範囲に問わざず当該事業者全体の状況を踏まえた対応が困難であり、法目的の達成が困難となる。</p> <p>以上のことから、移譲の対象とはできない。</p>
684	緊急通行車両の確認(通行許可)権限の指定都市への譲譲	<p>現在、緊急通行車両の許可是、政令市で判断でききり、各事業所が知事又は都道府県公安委員会に申請を行うこととなっている。</p> <p>災害時の緊急通行車両の確認権限を指定都市にも付与すること。</p>	<p>【全国市長会】 提案団体の提案を十分に尊重されたい。</p>			C 対応不可	<p>災害時の交通規制では、標章の交付枚数(緊急通行車両として確認された車両の台数)を把握して、緊急交通事故の交通容済等を踏まえた規制の見直しに反映することとしており、実際に、東日本大震災においては、交付枚数を把握することにより交通規制を実施する区間の縮小や通行を認める車両の範囲の拡大等の交通規制の見直しを行った。</p> <p>第1次回答のとおり、確認の主体が拡大すると、公安委員会が緊急通行車両として確認された車両の台数を認識つか正確に把握することが困難となり、適切な緊急交通路における交通規制の実施に支障が生じるおそれがあつたため、本件提案への対応はできません。</p> <p>また、緊急法則における割合分担は、災害対策基本法において、指定都市を含む市町村が該当市町村の地域住民並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を保護するための事務を負う一方、都道府県は、区域内の市町村が処理する災害に關する事務を助け、かつその総合調整を行なうものとされている。こうした観点からも、緊急通行車両の確認主体に、指定都市を含む市町村を加えるべきではないと考えているところ、全国知事会の御意見も問題曾であるものと思料される。 (別紙あり)</p>